

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：波佐見町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	92.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.5	%
全職員	90.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	93.1	%
本庁課長補佐相当職	98.2	%
本庁係長相当職	95.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	97.5	%
26～30年	108.3	%
21～25年	91.9	%
16～20年	98.8	%
11～15年	94.1	%
6～10年	104.7	%
1～5年	101.2	%

【説明欄】

〈対象者〉

・令和5年度中に在籍している職員

〈男女の差異の主な理由〉

・扶養手当や住居手当等について、ほとんどの場合男性が世帯主であり、男性職員による受給が多くなっているため。

・管理職手当について、男性の管理職登用が多いため。

※局長・次長相当職及び勤続年数36年以上について、対象職員に女性がいなかったため比較不可

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。